

## 三重県まん延防止等重点措置の変更について

令和 3 年 5 月 10 日

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

5月7日(金)本部員会議において決定した「三重県まん延防止等重点措置」の「3. 事業者の皆様へ」のうち、飲食店以外への営業時間短縮の協力要請について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より発出された5月7日付事務連絡に合わせ、措置内容を以下のとおり変更いたします。

- 1、「劇場等」「集会場等」「ホテル等」について、面積要件を追加し1,000㎡を超えるもののみを対象とする。
- 2、上記1のうち、映画館については、上記面積要件を追加するとともに、営業時間の短縮について「20時まで」から、「21時まで」に変更する。
- 3、「博物館等」について、図書館を対象外とする。
- 4、「運動施設」「遊技場」のイベントの取扱いについて、テーマパーク、遊園地については、「イベント開催の場合は21時まで」とする対象に変更する。また、スポーツクラブ、ヨガスタジオについては「イベント開催の場合は21時まで」の対象外とする。

「三重県まん延等防止重点措置」（5月7日公表）変更箇所

【変更前】

P 2 ○劇場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）、建築物の床面積が1,000平方メートルを超える運動施設・遊興施設・物品販売業・サービス業（生活必需物資、サービスを除く）等の施設においては、施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があるため、営業時間を20時までとしていただくようお願いします。

【変更後】

P 2 ○建築物の床面積が1,000平方メートルを超える劇場・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）・運動施設・遊興施設・物品販売業・サービス業（生活必需物資、サービスを除く）等の施設においては、施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があるため、営業時間を20時までとしていただくようお願いします。

【変更前】

P 5 別紙1

施設の種類	施設例	協力を依頼する事項
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	・営業時間の短縮（20時まで） （イベント開催の場合は21時まで）
集会場等	集会場、公会堂 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	・入場整理等を行っている旨をホームページにおいて周知
運動施設	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニスコート、バレーボール練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ 等	1,000㎡を超える施設 ・営業時間の短縮（20時まで） （イベント開催の場合は21時まで） ・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底 ・入場整理等を行っている旨をホームページにおいて周知
博物館等	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	
遊技場	テーマパーク、遊園地、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	1,000㎡を超える施設 ・営業時間の短縮（20時まで） ・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底 ・入場整理等を行っている旨をホームページにおいて周知
(以下略)	(以下略)	(以下略)

【変更後】

P 5 別紙 1

施設の種類	施設例	協力を依頼する事項
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	<p>1,000㎡を超える施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間の短縮（20時まで） （イベント開催の場合は21時まで） （映画館については21時まで）</li> <li>・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底</li> <li>・入場整理等を行っている旨をホームページにおいて周知</li> </ul>
集会場等	集会場、公会堂 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等 （図書館を除く）	
運動施設及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニス場、バレーボール練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地 等	
	スポーツクラブ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	
(以下略)	(以下略)	(以下略)